

令和3年

建設委員会会議録

とき 令和3年7月7日

品川区議会

令和3年 品川区議会建設委員会

日 時 令和3年7月7日(水) 午前10時00分～午後2時05分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 こんの 孝子 君 副委員長 大沢 真一 君
委員 本多 健信 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 塚本 よしひろ 君 委員 のだて 稔史 君
委員 西本 たか子 君

出席説明員 中村 都市環境部長 末元 都市整備推進担当部長
鈴木 都市計画課長 多並 都市開発課長
河内 環境課長 藤田 防災まちづくり部長
滝澤 災害対策担当部長 稲田 参事
(危機管理担当部長兼務) (土木管理課長事務取扱)
川口 交通安全担当課長 高梨 公園課長
栗原 河川下水道課長

○午前10時00分開会

○こんの委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日の予定ですが、昨日の委員会で所管質問の項目が新たに追加となりましたことから、皆様の机上に審査・調査予定表を配付しております。

本日はご手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査について、およびその他と進めてまいります。

本日も昨日の委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。

また、議題は、都市環境部から部ごとに取り上げ、会議途中での理事者の入替え等も行ってまいりますので、ご了承ください。

最後に本日も、特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑に、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 報告事項

(1) 品川区まちづくりマスタープランの改定に向けたアンケートの実施について

○こんの委員長

それでは、初めに予定表の1、報告事項を聴取いたします。

まず、(1)品川区まちづくりマスタープランの改定に向けたアンケートの実施についてを議題とします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

私からは、品川区まちづくりマスタープラン改定に向けたアンケートの実施について、ご説明いたします。A4資料の頭紙をご覧ください。

平成25年2月に策定のまちづくりマスタープランにつきましては、策定から8年が経過し、計画期間の間である10年を目途に、今年度と来年度の2か年をかけ、計画の改定を行ってまいります。このたび、この計画改定の検討を行うに当たり、区民等が考えるまちづくりの満足度やまちの変化に対する実感、まちづくりに求めるものなどについて把握するため、まちづくりに関するアンケートを実施するものでございます。

アンケートは2つの方式で行い、1つ目に、区内在住者に対するアンケートとして、2,500世帯を無作為抽出し、抽出に当たっては地域バランスに配慮し、大崎、品川、荏原、大井、八潮各地域から500世帯ずつを抽出し、郵送による配布、回収により実施してまいります。

また、2つ目の方式として区外在住者、こちらは区内在勤・在学の方を対象に、1,000人を対象にウェブにて調査を行ってまいります。

調査対象の年齢についてでございますが、できるだけ若い方の声も聞きたいとする観点から、どちらも16歳以上を対象としてございます。

調査は、明日7月8日に発送を開始し、調査期間はおおむね1か月程度でございます。

別紙1並びに別紙2に実際のアンケートの内容を添付しておりますが、時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

続きまして、マスタープランの改定スケジュールについてですが、改定検討は学識経験者、区内関係団体、公募区民等で構成する委員会を立ち上げて進めてまいります。

今年度10月頃に第1回目の委員会を記載の内容で実施し、その後、令和4年3月頃の第2回委員会では、これまでのまちづくりの進展状況と課題、改定の方角についてご議論いただき、来年度4回程度の委員会を実施しながら、改定骨子案、素案を作成し、パブリックコメントを実施しながら、令和4年度末の改定公表を目指してまいります。

○この委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回まちづくりマスタープランのアンケートをやるということで、区内居住者へのアンケートは郵送のみということですが、ウェブの活用もしていくべきではないかと思うのです。この間、こういったアンケートをやる中で、ウェブ上でやって結構回答があったと思ったので、ぜひウェブの活用もしていくべきではないかと思ひます。

それと、今回アンケートをやるということですが、この間私たちが指摘させていただいておりますが、超高層ビルのまちづくりですとか、特定整備路線などの巨大道路計画、こうしたことには批判が上がっていますので、その賛否が分かるようなアンケートをやるべきではないか、ということをお伺ひしたいと思います。

そして、この項目を見させていただいたのですけれども、これから環境問題というのは結構重要になってくると思うのです、温暖化の問題もありますし。そういったところで、環境問題の項目というのはほとんどないように見受けられたのですが、それはなぜなのか。重要な点だと思ひのですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

まず、区民の方へのウェブアンケートも併せて実施ということですが、基本的に前回の平成25年策定時についても、郵送によるアンケートの実施ということで、実際、直接抽出した世帯にお届けをし、それを返信用の封筒で返していただくということで、前回、一定程度高い回答率をいただいていることも経験上ございましたので、今回も、区内在住者につきましては郵送によるアンケートで、しっかり実施していきたいというところではあります。

それから、2点目としまして特定整備路線ですとか、具体的な施策に関する賛否を問う調査ということですが、基本的には、区民が今感じているまちづくりに対する考え方、あるいは変化についての意識の持ち方ですとか、これは、前回お聞きした内容とおおむね、新たに加えた部分もありますが、同じような形のもので聞いてございます。ある意味、その比較で考え方の変化等について把握するということもござひます。特定整備路線ですとかそうしたものは防災性の向上に直結するもので、防災性の視点というのもアンケートの具体的な考え方の中には入れてござひます。一つ一つ個別の施策を、賛否を問う形で聞くという考えは、アンケート上は持っておりません。

それから3点目の環境の視点ですが、委員ご指摘のとおり、現計画についても環境は分野別の一つの課題として掲示して、具体的な記載をしております。先ほど申し上げたように前回との比較というところで大きく変えているのですけれども、部分的には環境の視点ということも入れております。そ

うしたところから意識的なところは把握していきたいのですが、現行のマスタープランは8つの分野別で示しておりますが、その一つ一つでアンケートを取るという形ではなく、環境も含めた8つの視点を入れて、今、バランスよくアンケートを設定しているところでございます。

今後委員会の中でも、公募区民の方ですとか、町会の団体の方ですとかに入っていただくことになってございますし、パブリックコメントなども実施してまいりますので、そうしたところで環境のところもしっかり検討していきたいと、お声を聞いていただきたいというところでございます。当然ながら環境の視点も、改定のマスタープランの中ではしっかり検討していきたいと考えてございます。

○のだて委員

ウェブのことは、ご答弁を聞いたところでは不特定多数の方にやるような感じだったと思うのですが、そうではなくて抽出した方がウェブで回答できる、そうしたほうが回答率は上がってくるのではないかとということで伺いましたので、もしご答弁があったらお答えいただければと思います。

それと、超高層とか特定整備路線のことはやはりぜひ、我が党だけでなく、ほかの議員の方からも超高層のまちづくり批判が出てきております。また、各地で再開発が行われていくところで、住民からもやめてほしいという声が次々に上がってきているところです。やはりそういったことを聞いていくのは、まちづくりにおいて重要な点だと思っておりますので、ぜひ聞いていただきたいと思っております。

環境のことでは、ちりばめられているという話だったのですが、具体的にどこが環境の項目なのか、幾つか挙げていただけたらと思います。

○鈴木都市計画課長

先ほど、失礼いたしました。再度質問いただいた、抽出した方がウェブ上でも回答いただけるというやり方ですが、ご自宅がウェブにも対応できる環境にあるかどうかということもあると思っておりますので、ちょっと研究はしてまいりたいと思っておりますが、基本は郵送回収という形で考えていきたいところでございます。それから、ウェブ上ということになりますと、抽出した方に対してお答えいただく形になりますので、これも研究ですけれど、全く抽出してない方がアクセスして回答できると困ったことになると思っておりますので、どういう形でその方に、何かパスワードなのか、設定なのかよく分かりませんが、その方にどういう形でそこにアクセスして回答いただけるか。基本的にメールアドレスなどは分からない状態ですので、住民基本台帳から抽出を行いますので、そうするとなかなかちょっと難しいのかなど。区外在住勤務の方は、ウェブアンケートをやっている会社の協力をいただいて行うこととなりますので、実際にメール等で送るわけでございますので、ウェブでも回答できるのかなと思っております。研究はしてまいりますが、基本的には郵送回収で行いたいというところでございます。

それから、超高層のまちづくりということでございますが、マスタープラン上、現行の計画も、区として超高層のまちづくりという形で、何かそうした具体的な表現でまちづくりを進めますということは一切書いてございません。基本的には、地域特性に応じて、駅周辺では多様な機能、その地域の求める、あるいは魅力、にぎわいを高めていく機能を集約していくということで、その地域、土地に合わせた適正な土地利用ですとか、そうしたことでまちづくりを進めていくということでございます。何か超高層主導でまちづくりを進めていくようなことは、現行の計画でもしておりませんし、今後の、今、改定を行うまちづくりマスタープランでも、そうしたことを何か具体的に書くということではございません。地域特性に応じて、様々な声をお聞きしながらまちづくりを進めていくということでございますので、ご指摘いただいたような形でのアンケートを行う考えはございません。

それから、環境のところでございますが、例えば、お手元の別紙1の3ページに、8つのまちづくり

の目標の中の（６）に「環境負荷が低くエネルギー効率の高い市街地の形成」ということで、環境配慮への問いですとか、問13の今後必要なこととしての選択肢の中にも、「省エネルギーなどによる環境への配慮」と記載させていただいております。環境ということでは、例えば水とか緑といったものも環境の中に一旦は入るということで、まとめて環境という項目は立てておりませんが、ところどころに入れさせていただいております。

○のだて委員

ウェブの件は研究したいということですので、やはり若い人にも回答いただきたいということでしたら、やはりウェブの活用は一定効果があるのではないかと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

環境の項目は、ぱっと見てそういうふうを感じる方がいるか、ちょっと疑問ですが、入っているということですので、やはりそこも重要な視点だと思いますので、区として検討していただきたいと思います。

再開発の件では、区としては超高層ということは書いていないと、そういう方針ではないということですが、この間いろいろまちづくりをやっていく中で、大体超高層になるわけです。そういった中で、やはり住民からもやめてくれという声が上がっていますので、そこは区としても真摯に受け止めていただきたいと思います。

それで、スケジュールというか今後の委員会のことで指摘をしていきたいと思うのですが、今回、学識経験者、区内関係団体、公募区民等ということで委員会を立ち上げるということですが、この中には議員は入っているのかどうかということ、入れるべきではないかということでも伺いたいと思います。

そしてスケジュール感として、今年度は2回委員会をやって、来年度4回程度ということになっておりますが、こうした検討会が形式的にならないようにしていただきたいのです。人数も多くなるので、質疑時間ですとかが短くなったりしますので、やはり十分に時間と回数を保障していくべきだということをお求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、まちづくりとなると、いろいろな視点があると思うのです。区のほうでも8つの目標をつくっていますけれども、そうした幅広い分野にわたってきますので、分科会などを設置して重点的に検討していくことも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

まず、委員会への区議の方の参加についてでございます。前回もそうだったのですが、今回も区議の方に入らせていただいて検討会を開催するという予定は、今のところございません。

しかしながら、当然、まちづくり全体に関する計画でございますので、資料にもあります各委員会ごとに、当委員会のほうにもしっかり漏れなく、検討経過、資料も出させていただいてご説明させていただいて、様々なご質問にお答えしていきたい、ご意見を伺っていきたいというところでございます。

それから、委員会自体の時間あるいは回数でございますが、今、基礎的な整理をしているところでして、おおむね1年半の中で6回程度という開催を予定しております。回数として多いか少ないかというところは置いておくにしても、一定程度の回数で前回も行ってきておりますが、回数としては十分、今のところ設定して、実施していきたいということで、会議の時間についても十分議論が尽くされるような設定を、しっかり考えていきたいというところでございます。

それから、分科会をという話でございますが、前回策定したときは分科会を2つほど、防災と都市構造的なことで立ち上げて検討してまいりました。前は新たに策定するというところで、そういう分科会も立ち上げましたが、今回は20年間の計画期間の中間の改定というところですので、今のところ、分

科会という形を立ち上げて検討を進めるという考えはございません。

しかしながら、委員会も立ち上がって、その中でそうしたご指摘を受けるですとか、委員会の中でも会長、副会長を選定して進めるわけでございますので、会長等のご指示、ご提案の中でそうしたことがあれば、分科会も必要だということであれば、それは適宜、適切に考えていきたいということでございます。

○のだて委員

分科会については適宜ということでしたけれども、改定なのでということもありましたが、やはりこの状況、10年経っているということもありますし、質問項目の中にコロナ禍でどう変化したかということもありますので、やはり大きな変化もあると思われまますから、ぜひ、分科会を設置するなど深く議論をしていくべきだと思います。まず時間と回数を十分確保するように、区でも考えているということですので、ぜひそれをしっかりとやっていただきたいと思います。

このアンケートを行った結果というのは、どこで報告になるのか、伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

今のところ、7月から始めて1か月で実施して、その結果の整理ですとかもありますが、基本的には1回目の10月で、アンケートの結果についてはご提示をしていきたいと、予定としては考えてございます。

○のだて委員

1つ聞き忘れました。学識経験者というのは、何人入られてどういう分野の方なのか、伺います。

○鈴木都市計画課長

学識経験者の人数、並びにお声がけをする方々については、今まさに検討しているところです。前回の策定のときは2名入っていただいたのですが、今回は二、三名程度で考えているところでございます。

分野的には、当然都市計画ですとか、まちづくりですとか、そうしたところを専門とされている大学の教授の方にお話ししようと考えてございます。

○西本委員

まず、このアンケートを取るのには外注ですよ、きっと。区がやるわけではないと思うのですけれど、予算と、どこに外注しているのかというのをまずお聞きしたいです。

それと、区外の方へはウェブ調査会社の登録モニターということですが、これは信憑性があるのか、どうなのだろうと。登録されていて、多分品川区の住民とか、在勤とかという方を抽出するのでしょうか、ある程度参考になるのだろうかというような、そういうことをお聞きしたいと思います。

それと、項目なのですが、分析もお願いしているのだろうかと思うのです。回収して、集計をして、分析して、それで、項目は誰が決めたのかということと、それから分析である程度の内容のまとめのような、概要みたいなものを作ると思うのです。そのアンケートの内容からどう言えるのかということ、恐らく区のチェックは入るのでしょうか、その専門の方々にやっていただけるのか、どういう方がそれを分析するのか。その分析によっては、大分変わってしまうのですよね、読み方が。なので、それがどういう方なのか。

それからもう一つ用語の説明です。例えば、品川区長期基本構想とは何ですかと。少し説明が必要なのではないかと思えます。例えば2番でも「まちづくりマスタープラン」と。私たちは聞いて当たり前になっていますけれど、マスタープランって何ですかということだと思えます。

最後のほう、問27の選択肢、これは「:」の後が説明になっているのですよね、きっと。多分、説

明文を加えているのかなど。トレーラーハウスなど、一応知っている文言もありますけれど、これが説明文なのかなと思うのですが、分からない文言というか言葉が入っていると、それで詰まってしまうりするので、もう少し丁寧に、米印をつけるなどして用語の説明が必要なかなと思ったのですが、これらについてお答えください。

○鈴木都市計画課長

まず、予算でございますが、このアンケート単体で委託発注するというのではなく、この改定業務全体の委託ということで、予算的には1,300万円余という委託費でございます。その中に今回のアンケート調査も含まれているということで、業者のほうはプロポーザルで実施し、決定しておりますが、パシフィックコンサルタンツ株式会社というところが、受注して契約してございます。

それから、特にウェブアンケートのほうでございますが、区外にお住まいで区のほうにお勤め、あるいは学ばれている方の情報というのは、当然区としては持ってございませんので、どうしてもこの委託の中を通して、様々なアンケートにお答えいただける方を登録している会社を、利用させていただくことになろうかと思えます。その信憑性については、その会社に登録させていただいてお答えいただいている方々ですので、基本的にその設定項目、区外在住、区内在勤というところは、当然ながら会社のほうでしっかり担保するものとなっていると思えます。

この郵送とウェブアンケートの中身については、例えばこの委託会社ですとか、あるいはそのウェブの会社に任せて作っていただいているわけではなく、基本的には区の職員、我々のほうで、まずベースとなる内容について作成してございます。それに委託業者のほうで、当然ながら、こうしたコンサルタントですので、いろいろところでアンケートをしてございますので、こうした視点も入れてはどうですかとか、そうした提案は当然いただきますが、最終的な中身のチェックというのは、区のほうで行ってございます。その方向性も、指示をして、提案をいただいて、最終的な判断はうちのほうで行ってところでございます。

それから、分析、結果のまとめでございますが、単純集計は、もう誰でもできる集計の仕方でございます。どう集計するかということで大分変わってくるのではないかというのは、ご指摘のとおりでございます。何か意図を持って、コンサルなり、我々がするわけではございませんので、クロス集計などをして、このアンケート結果がどう、実際に見やすく、あるいは効果をもって外に伝えられるような内容にしていくかというのは、委託業者の提案も受けながら、これも最終的には区のほうでしっかり内容を確認して、判断していくことになろうかと思えます。

それから、用語の説明でございますが、先ほどご紹介いただいたように用語が分からなくなるように、ところどころには説明をつけて作成しているのですが、マスタープラン、あるいは長期基本計画、そもそもそれって何なのというところは確かに、そういう視点を持たれると、というところもございまして、明日発送を行うというところもございまして、できるだけ、今後こうしたアンケートも様々行っていくことになろうと思えますので、今いただいたご指摘は今後しっかり対応していけるように、ご意見として賜りたいと思えます。

○西本委員

用語の説明は、分かっているつもりというふうになってしまうので、ぜひ丁寧にさせていただきよう、今後お願いしたいと思います。

それから分析の方法ですけど、やはりどう読み取るかということがとても大切で、結局、委員会があってそこに提案というか報告すると思うのですね。そのとき、読み取り方によって、表から、裏から

と見方がいろいろあるのですよね。往々にして、まちづくり、マスタープランという大本があって、その裏づけとなるような位置づけになっていくものなのか、それとも新たな方向性をつけるための内容として、この分析をしていくのかによって、大分、示唆するものが変わってきてしまうと思うのです。

それは決して恣意的にやっているわけではなく、これからのマスタープランに対してどういう方向性を持っていくのか、ある程度区の方針は決まっていると思うので、ということを見ると、その理由づけみたいなの、根拠みたいなのところが主な役割としてあるのかなという感じはするので、それはちょっと、いろいろと考えていただいて。

アンケートというのは、やり方によっては非常に恣意的にされてしまうのですよ。だから、この事業はどうですかなどと聞くと、賛否を問う形になってしまう。今回のアンケートは、決してそういうことではないと思っているのです。なので、そこら辺を踏まえて、委員会に提案をしていただきたいと思っています。

もう一つ、コンサルタントなので、常々私が思っているのは、品川区のことを知らないわけです。だから、品川区の特徴を踏まえた分析になっているのかということ、決してなっていない。ただ、客観的に見るということは必要なことなので、その客観的なところを踏まえて、出てきたものに対して議論されるといいのかなと思っております。そこが、コンサルタントの見方と区の皆さんの見方というのは、やはり全然違うと思っているので、ぜひ、特徴を踏まえた分析結果にさせていただければいいなと思っています。これは意見として言わせていただきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 小山三丁目第1地区および小山三丁目第2地区再開発事業事業者による近隣説明会の開催について

○こんの委員長

次に、(2)小山三丁目第1地区および小山三丁目第2地区再開発事業事業者による近隣説明会の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、小山三丁目第1地区および小山三丁目第2地区再開発事業事業者による近隣説明会の開催についてご説明いたします。まずはA4の資料をご覧ください。

小山三丁目第1地区および小山三丁目第2地区につきましては、市街地再開発準備組合により、再開発事業等のまちづくりについて検討が進められております。今回、準備組合が主催する近隣説明会が開催されることになったことから、その内容についてご報告申し上げるものでございます。

1の武蔵小山賑わい軸地区の経緯ですが、別紙1のA3の資料をご覧ください。

まず、地区の概要になります。今回対象となる小山三丁目第1地区は、この地図の中でA地区と記してある、赤色の点線で囲った範囲となります。また、小山三丁目第2地区はB地区と記した青色の点線で囲った範囲となります。

次に、これまでの経緯とまちづくりの目標についてですが、令和元年11月に品川区が武蔵小山駅周

辺地域街並み誘導指針（追補）を策定いたしました。また、この指針を受け、同年12月に東京都が、武蔵小山駅賑わい軸地区街並み再生地区を指定し、具体的なまちづくりの方向性が記載された街並み再生方針が示されました。

この方針が目指すまちづくりの目標といたしましては、「賑わい軸の起点として住み続けたいまち」を掲げ、さらに4つの目標を挙げ、まちの抱える課題を解決していくとしたものでございます。

次に、街並み再生方針の内容についてですが、街並み再生への地域貢献度に応じた容積率などの規制緩和を行うもので、貢献項目は資料に記載のとおりでございます。容積率の最高限度は、A地区は750%、B地区は720%とし、建築物の高さの最高限度を145mとしております。

また、資料下段、歩行者ネットワークとしては、地上レベルとデッキレベルでそれぞれ計画し、多層にわたる歩行者ネットワークを形成するとしております。

次に、小山三丁目第1地区について詳しくご説明いたします。申し訳ございませんが、A4の資料にお戻りいただければと思います。

近隣説明会の概要についてですが、対象区域や開催日時、開催場所につきましては、記載のとおりでございます。新型コロナウイルス感染症対策を適切にとりながら、進めていくと聞いています。

また、計画の概要については、誠に申し訳ございませんが、今度はA3の資料の別紙2をご覧ください。最初ご覧いただいた資料の裏面になるかと思えます。

別紙1でご説明いたしました街並み再生方針に基づいた開発計画によって、計画されているところでございます。建築概要は、資料左下に記載のとおりとなっております。地上40階建て、高さ145mの建物と、地上3階建て、高さ20mの建物、2棟が計画されており、地上から3階までは商業施設を配置し、高層は住宅とする計画です。また、2階レベルでギャラリーとデッキを配置し、立体的な歩行者ネットワークを構築していく計画となります。

今後の予定といたしましては、令和3年度の都市計画手続きを予定しているところでございます。

続きまして、小山三丁目第2地区についてご説明いたします。

再び申し訳ございません、恐れ入りますが、A4の資料にお戻りいただければと思います。

近隣説明会の概要になりますが、対象区域や開催日時、開催場所につきましては、資料に記載のとおりでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行っていくと聞いてございます。

具体的な計画の概要になりますが、また、申し訳ございませんが、A3の別紙3と書いてあります資料をご覧ください。

この計画につきましても、街並み再生方針に基づく開発計画と立案されており、建築概要につきましては、資料左下に記載のとおりとなっております。地上41階建て、高さ145mの建物が2棟計画されております。地上から3階までは商業施設を配置し、高層は住宅とする計画です。また、2階レベルにはギャラリーおよびデッキを配置しております。

今後の予定につきましては、令和3年度内の都市計画手続きを予定しております。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

資料に基づいて伺いたいのですが、この説明会の開催予定は、小山三丁目第1地区は6回やると。それで、小山三丁目第2地区は2回ということで、第2地区のほうが少ないのですが、この理由を伺います。

それと、今後の予定というところで、令和3年度中に都市計画手続きを進めていくということでしたが、具体的に何月頃とか、夏とか、冬とか、そういうことがあったら伺いたいと思います。

それで、この説明会の周知というのはどのように行われたのかということなのですが、対象範囲としては敷地境界から約290mの範囲ということになっておりますが、地域に入っているだろうというところでチラシが来ていないという声もあって、チラシはいつ配ったのか、そういったことを伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、説明会の回数の件でございます。小山三丁目第1地区につきましては、予定しています、ここに記載させていただいたスクエア荏原の大会議室になりますけれども、コロナ対策をしますのでキャパシティが30名から40名ほどの大きさしかとれないということがありまして、それで何回か分けて開催させていただくという考え方です。ひらつかホールにつきましては170名まで入りますけれども、そのとき空いている場所がなかなかとれなかったことがあって、工夫しながら進めていると。

一方、小山三丁目第2地区につきましては、場所は荏原文化センターですので、定員500名の半分でもマックス200名までお入りいただけるということで、かなり多くの方に入らせていただけるということで2回と、工夫しながら行っているところでございます。

今後の予定でございますが、あくまでもこれから順調に進んだ場合、今のところ予定されているのは、12月頃に地域の方々に都市計画案の説明をするような場を設け、都市計画決定については年度内に決定していくという運びの可能性があるとということで、今予定されているところです。

説明会の周知につきましては、まず、小山三丁目第1地区につきましては、A4資料の裏面にあります範囲、赤色の範囲となります。この範囲の方に6月24日にポスティングさせていただいています。小山三丁目第2地区につきましては、この青色の範囲の方々に、6月21日に周知させていただいています。

万が一、ポスティングがないというお話があれば、お届けするように伝えさせていただきます。

○のだて委員

やはり大きな145mの超高層ビルが建つということですから、2つの地区合わせて3棟建つということですので、大きく周辺住民にも影響があるということですので、これはもう広く周知をしていただきたいと思います。

その中で、この再開発が超高層マンションで進められていくということで、高齢の方はここが終の棲家として、戸建てもマンションも含め購入しているわけですね。それで今のまま住み続けたいと思っている方が多くいらっしゃるわけですが、その中でこういった再開発が進められ、住み続けることができないという状況があります。また、仮にここに入ったとしても、この建設が終わるのがいつなのかということにもなってくるのです。高齢の方が一度仮住まいに行って、四、五年かかる、それで戻ってこられるのかということもあります。やはりこうした再開発、一部の方々に進めていくことはやめるべきだと思います。

今のこの2つの地区で、地権者、権利者がそれぞれ何人いて、準備組合に参加をしている方が何人いらっしゃるのか、伺いたいと思います。やはり、どこまで合意がされているのか、準備組合の会議もやられていると思うのですが、そこでの参加率ですとか、どういった方が参加をされているのか、人数なども伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、小山三丁目第1地区になりますけれども、土地所有者の方が25名、借地権者の方が40名、マンションなど複数の方が共有でお持ちの土地につきましては、その土地で1名とするということが法令で定められていますので、その1名と数えて25名となります。ただ、区分所有の方を全員カウントした場合は土地所有者は171名となります。その25名と40名を足した中で準備組合に参加されている方は60.11名で、参加率は92%となっております。

小山三丁目第2地区につきましては、土地所有者の方が46名、先ほどと同じ理由で共有でお持ちの方を全部1名と数えれば97名となります。あと、借地権者の方が13名。準備組合に参加いただいている方は44.5名、参加率が75%となっております。

総会につきましては、その時々によってまた違います。委任状というのでしょうか、出されている場合がありますので、その時々によって参加率は違うというふうに認識してございます。

○のだて委員

分かりました。第1地区は92%の人が参加しているということですが、参加をしても意見が通らないということも言われているのです。反対だと言える雰囲気でもないという声もいただいています。そうした方の意見もしっかりと反映できるようにしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、今回の小山三丁目の第1、第2地区の総事業費と補助金の額、あと公共施設管理者負担金というものがあつたと思いますが、そういうものは幾らなのか、伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、参加されている方、総会またはいろいろな会で、いろいろなご意見があるのは承知してございます。昨日も第1地区のほうの総会があつて、いろいろなご意見があつたのは承知しているところでございます。区といたしまして、やはりその中で、昨日もちょっと申し上げたのですけれども、皆さんでお話しいただいて一つの形にまとめていただくというのが一番重要だと思いますから、分からないことが分からないというのがご不安だというのは非常によくお聞きしているところもありましたので、それはよく丁寧にお話しいただいて、やはりまず分かつていただくことが重要だと思いますので、それはしっかりお願いしたいということでお伝えしたところでございます。

事業費もしくは補助金については、これは組合施工になりますから組合のほうで検討していくことになりますけれども、現時点は両地区とも算定中と聞いているところでございます。

○のだて委員

大体こういう絵が出てきているということは、総事業費というのは分かると思うのですが、そこからどこまで補助金の対象範囲にするかということで、補助金のほうは算定中ということもあるかもしれませんが、大体分かっていると思うのですね。そこを区は聞いているのか、伺いたいと思います。

それから、今回、住宅は3棟ということで、住戸の戸数はそれぞれ何戸になるのでしょうか。既に駅の混雑ということが言われておりますけれども、今、1棟目が出来上がって、2棟目も躯体は出来上がってという状況で、どれだけ埋まっているかも分かれば教えていただきたいのですけれども、やはり住民が増えるということは確かなので、駅の混雑がこれからさらに3棟もできるということになりますので、大変なことになると思うのですが、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

そして、今回も商業施設の部分が相当あるのですけれども、1棟目のテナントもまだ全部埋まっていないという状況のもとで、これだけ商業施設の場所があるというのは、本当に埋まるのかなという思いもするのです。空いたままになってしまうと、このまちを維持していけるのかということもありますので、そこのお考えも伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず1点目の事業費の件ですけれども、組合施工ですので、組合が算定していくこととなりますので、現在算定中ということで、区として聞いてございます。

2点目の住戸数ですけれども、第1地区の区画、A-1棟が約850戸を予定していると聞いています。第2地区につきましては、B-1棟が約610戸、B-2棟が約380戸を、現時点は予定しているということで聞いてございます。

あと、住宅と鉄道との関係かと思えますけれども、これにつきましては、東急電鉄とも協議しながら進めているところです。来年から今の6両編成の目黒線が8両編成化するということ、また、その編成数も変わってくるということで、さらに増強されるということは聞いてございます。そこも含めまして、今回の計画との関連ということで協議して、大きな混雑は緩和されると聞いているということで、区としては捉えているところでございます。

あと、商業施設につきましては、今空いている店舗が見えるというお話なのですけれども、これにつきましても、いろいろ今の組合の方々からお聞きしますと、なかなか入ったり出たりしているところが実はあるそうです。また、契約はしているけれど、まだ準備しているとか、いろいろな状態があるということでお聞きしています。ただ、そうは言っても、にぎわいを創出するという観点からすれば、より活性化すべきということがありますので、そこについては、細かい点で言えば、現時点ではそういうふうには捉えています。

あと、現在の商店街につきましても、いろいろな新しい形態の店も増えてきているということで、再開発を機縁に、いろいろまた武蔵小山も変わりつつあるということも、いろいろお聞きしているところです。やはりこういう既存の商店街と連携した事業というのは、全国でも多くあるわけでありませんので、そこはよく、特に商店街本体のところ、今回の開発については2地区進めるということでもありますので、パルム商店街、また各地区の組合とよく連携しながら、にぎわいの創出についてはよく、今もお話ししていますし、今後も進めていきたいと思っているところでございます。

○のだて委員

住戸数はやはり相当な数があると。今の想定ですと、大体1,850ぐらいの戸数が増えるということで、本当に駅の混雑も心配されますし、ほかのインフラにも影響を与えたいと思います。駅の問題では東急とお話し合いをしているということでしたが、車両を増やすというのはありましたが、ほかにも何か混雑緩和に向けての話し合いをされていることがあったら、伺いたいと思います。

それで、B棟の1と2でこれだけ戸数が違うというのは、どういうことなのかと思ったので、そこも伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、東急電鉄との関係ですけれども、今後の計画については先ほどお話ししたとおりです。

現在の要するに混雑の状況ですとか、また、その開発後の状況も含めまして、現在検討されている小山3の1、3の2地区の検討をされる組合だけでなく、もう完成しているパルム駅前地区の方と駅前通り地区の方も含めまして、そこに東急も入っていただいて、連絡会という形で定期的に開催してございます。その中で、今いろいろな問題がないか、また連携は必要かということでいろいろ情報交換していただいていることもありますので、そういう形で今後も継続して、解決できることがあればその中で解決していこうということで、定期的に行っているところでございます。

もう一つ、第1地区と第2地区の違いということでございます。こちらにつきましては、地区の形を

見ていただくとあれですけれども、第1地区の形の特性に応じた建物計上をしているという、そういう言い方が一番分かりやすいかなと思うところです。その中で計画しているのですということです。

あと、第1地区と第2地区は両方一緒に検討しているところもありましたから、その中で連携しながら進めようということで、例えば公共貢献施設についても1地区の中だけで考えるのではなく、両地区で合わせながら、どういうものがあればいいのかということで、今後具体的に検討していくこととなりますけれども、そういう形でやっていこうということで、お話をいただいているところもあります。区もその中に一緒に入りながら、より連携しながら、捉えながら、やっていくということで、今お話しさせていただいているところでございます。

○のだて委員

すみません、聞き方が悪かったのか。B-1と2で住戸数が610戸と380戸ということで、高さとかは同じなのですが、これだけ違うのに驚いたので、どういうことなのかと伺ったので、ご答弁いただければと思います。

それで、今後のこの周辺のまちづくりの開発は、さらにほかのところ、パルム商店街、武蔵小山商店街のほうにも続いていくのか、今後の計画を伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

別紙3の資料で見ていただくと、外見上は同じように見えると思うのですが、上から見たところの右下の図を見ていただくと、住宅の形が違いまして、形状の差ということでご理解いただければと思います。

今後の予定ですけれども、現時点は賑わい軸地区の中の小山三丁目第1地区、小山三丁目第2地区ということですが、それ以降の賑わい軸地区につきましては、今後どのような形で進めていくのがいいかということで、それを今、地元の方とお話しさせていただいています。これについては、どういう形にするべきか自体がまだ決まってないということでもありますので、継続的に、より活性化が今後進むようにということで、区も一緒に検討してまいりたいと思っております。

○のだて委員

やはりこうした再開発で、住み続けてきた人たちが残れなくなってしまうというまちづくりは、やめるべきだと私は思います。超高層ビルにすることで、住む方も増えて、周りのインフラにも大きな影響を与えることとなりますので、まちづくりとしても、特に林立してくると考えていくのが難しくなると思いますので、こうした超高層再開発のまちづくりはやめるべきだと思います。

最後に、地権者、権利者の方で残る方というのはどれだけいるのか、伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

今後の進め方ですけれども、都市計画決定は今年度と、予定ということでお話ししました。来年度に、順調にいけば組合設立、その後に権利変換という手続きになります。そこで今の残る、残らないというお話が決定していくこととなりますので、現時点では未定ということで、今後よく地元の方とお話しさせていただきながら、そこについてはっきりしていくと、そういう段階に今後なっていくというふうに捉えているところでございます。

○西本委員

準備組合のほうに、小山三丁目第1地区だと92%入られている、第2地区は75%ということなのですが、かなり高い確率で参加されているというのは分かるのですが、多分いろいろな意見が出ているのだらうと思うのです。本当にここの地域は、これで何棟目ですか。今、2棟出来上がっているのです

よね。

地域の皆さんの思いが、本当に再開発で、これから3棟、しかも40階とか41階という高層マンションですよ。これをよしとしているのであればいいのですが、そこら辺はどう、いろいろな話合いを持たれながら、合意形成をとっていつているのだろうという思いはあるにせよ、先にパルムのほうでできたところにおいても、何でこんなにできてしまったのか、風の問題もあったりして、意外といろいろ、後になってこんなはずではなかったという思いがあるという方も聞くわけです。

なので、ここまで進んでしまって、権利変換なども想定されることになってくると、大分進んでしまっていますから、反対だと言っても、なかなか、さらにするという、この計画をなしにすることはないのでしょうけれども、ただ、やはり合意はとっていかなければいけないだろうと思うのですね。

まちづくりというのは、本当にこういうまちづくりでいいのだろうかということもあって、この再開発のやり方については、今後見直しを図っていくということもある程度必要なのかなど。そのためにも、今の進めようとされているところの住民たちの思いがどうなのか、というところが気になるのですが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

武蔵小山地区につきましては、先ほど別紙1で触れさせていただいたのですが、賑わい軸地区ということで整備する際に、品川区のほうでまず街並み方針をつくっています。その後に東京都が指定しているのですが、区がつくるとき、平成31年ですけれども、地元説明会を開いて、その時も多くの方に、200人を超えるような方々にご参加いただいて、ご意見をいただいています。その中で今の、先ほど再生地区の方針の内容をお話ししましたが、それが出来上がってきていると。それで、今回の計画について何%つくるというのではなく、その前の街並み再生方針をつくる段階で、合意形成しながら進めてきたというやり方をしています。

だから、ここで言いますと、どういうまちを望んでいくかというその地域特性に合わせた街並み再生方針で、そういうつくり方をする、特殊なつくり方をする地区なので、そういうふうやってきたところ。そこで今まで来たのが合意形成だと思っているのですけれども、やはり今、委員からお話があったようなパルム駅前通り地区ですとか、出来ているマンションとの関係で、なかなか、こうではなかったのではないかというお話も、この総会の中でいろいろなお話があって、いろいろな方のご意見があるのは、委員おっしゃるとおりです。

ここにつきましては、いろいろお話を聞いていると、もっと先にやるべきことと、今のこと、いろいろなことが混在してお話しいただいているように私は捉えていますので、それで組合の事務局の方にお話したのは、今やるのがどこまで決まって、今後どうするべきなのか、それをちゃんとお話ししてくださいということで、皆さんが今どういうことを決めて、何をやっていかなければいけないのかがご不安だというのは、今、決まってしまうのではないかという思いがあるからだと思いますので、そこはよく丁寧にご説明することが重要だと思っていますので、そういう形で今後も、区としてもよく支援してまいりたいと思っていますのでございます。

○西本委員

そこだと思います。非常に不安になっている方が多いのではないのでしょうか。何かこう、チャッチャッチャッチャッと進んでしまっているなというふうに見えてしまっていて、諦めの方もいらっしゃるだろうし、ずっとここに住んでいたいのに、この街並みも歴史があるものですから、愛着を持っておられる方もたくさんいらっしゃると思うのです。それが今、大きな変化が起きているということで、その変化

が悪いわけではないのだけれども、でもやはり寂しさであったり、自分はどうなってしまうのかというところがあったり、だから、透明性という意味では非常に大切な進め方なのかなと、非常に思っています。

なので、いろいろな思いがありますけれど、やはり一つ一つ丁寧に理解をしていただいて、この地域をどうしていくのか、一番最初のスタート時点に戻っていくことも、必要なのかなと思うのです。進めていくと、意外ときっかけが分からなくなってしまうということがあって、これだけ長いスパンで開発がされて、次から次へと大きなビルが建ってしまっというようになってくると、もともと何だっけ、このまちはどういうまちを望んでいたのでしょうかみたいな状況になってきてしまうので、これを説明する際にも、もともとはこういう話があって、こういう進め方がある、今ここでというふうに、先ほどご答弁があったように、今やるべきこと、これから何をするのか、それで今はこの位置にいますというのを明確にしないと、不安だけが先に立って、初めは賛成したけれどもこんなはずではなかったみたいな、反対のほうに行ったりとかという混乱が生じることになると思うので、その交通整理はやはり区のほうがしっかりしてあげられたらいいのかなと思っています。

もう1点は、駅周辺です。駅の混雑さと、それから保育園、学校などの影響も当然出てくと思うのです。あと防災ですね。避難所の確保などと、いろいろ環境が変わりますから、それらについても同時に進行されていると思うのですが、その進捗状況を教えてください。

○多並都市開発課長

今ご指摘いただいたような社会の変化といいますか、この開発による変化ということで、例えば混雑の点でいえば、先ほどご説明したように東急電鉄との調整をさせていただいています。また、保育園、学校につきましても市内の関係部署と、学校については通学区域が変わるですとか、後地小学校の改築に合わせた対応ですとか、様々な対応をさせていただいているところがあります。

防災についても、今後、最終的な施設計画をする際に、駅前地区でもあるということで、防災についてはしっかり取り組んでいただきたいということで、それについては総合的に、区としても調整したいと、今後もやっていきたいと思っていますところでございます。

○西本委員

最後にもう一つ。新しい方が入ってこられると思うのです。なので、町会との関係とか、これだけになると多分1棟ごとに対して自治会のようなものができるだろうと思うのですがけれど、やはり初めからそういうものは意識づけをしていただきたいなど。やはり地域から隔離されるのではなく、やはり地域の中で生活していくというようなこともやっていていただきたい。部署は違うと思うのですがけれど、そこ協力して、そこに住んでいない、持っている人が実際に住んでいるとは限らないのですよね、こういうところは。投資に使う可能性もあるので、そこもちゃんと区別して、住んでいる方が地域になじむようにというような配慮が必要なのかなと。それは全て防災とかに関係している話なので、その不動産を持っている方と、住んでいる方が違うということも往々にしてあることなので、それは配慮して組合のほうとも調整を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

町会との関係はおっしゃるとおりで、荏原第一地域センターが駅前通り地区に新たに移転しているところでございます。それで地域活動課、また地域センターとも、この件についてはよく都市開発課としても伝えさせていただいて、先ほどの1つの地域センターが移るという点が、一つのタイミングかと思っています。

あともう一つ、この地区の連絡会を先ほど定期的に行っているとお話ししましたが、その中でもやはり町会のお話がありました。やはりこれも地区、地区で考えるのではなく、幅広い地区の、今後進める方々の、今進めた、終わった方々がちゃんと連携しながら進めていこうと、そういう機運もありましたので、区としてもそういう場を定期的に行いて、その中でもよく情報交換していただいて、よりよい形になるようにさせていただきたいと思っていますところでございます。

○大沢副委員長

まちづくりなので道路のほうも関わってくるのですけれども、駅前に現状ある広場、ロータリーと、A-1街区については、ちょうど私のところも広場になってしまうのですけれども、あまり広場をつくり過ぎると、ついこの間もイベントがあって、車が非常にうるさくて。あるイベントというのは1週間かけて7月4日に終わったもので、非常に近隣の方、あるいは商店街の方、迷惑されているのです。だから広場というのは、公の持ち物であると同時に、やはり従前いる住民の方の環境も配慮しながらつくっていかないといけないと思うのですけれども、ここら辺り、何か規制というか、できないものか。確かに駅前広場になりましたけれども、広くなると往々にしてそういうものを使いたいやからが多くいるもので、ご自身のことばかりしか考えていないで、周りの近隣のこと何も考えてない方が非常に多くて。かなりのところから、商店街からも、近隣からも苦情が、私のところにたくさん入っています。

だから、まちづくりの中で、道路なので、これは警察のほうになってしまうのでしょうか、そういう規制というか、何かかけることはできないのですか。

○多並都市開発課長

駅前広場の使い方につきましては、正直に申しますと、今おっしゃっていただいた警察が道路使用という範疇で協議していくことになります。まちづくりの観点でできることとしては、今回の第1地区でも、この開発の中に広場ということで、先ほどの資料の中にも書かせていただいていますけれども、駅前広場に面して広場をつくらせていただいて、そこでいろいろなイベントをできるような形にさせていただければというのがありますので、今の交通広場は確かに交通のための広場でもありますので、それ以外の目的で使われる方々が、この開発の広場と連携できるようにするのが一番かなと思います。

あとは、今の交通広場というのでしょうか、警察との連携については、防災まちづくり部ともよく連携しながら、できることがあるか、ちょっと考えていきたいと思っております。

○大沢副委員長

やはりまちづくりですから、にぎわいも大事だけれど、ある程度、住環境なり商業環境も考えてやっていただかないと、便がいいからという副産物として、そういういろいろなイベント、あるいは車が入り込んでくるのでしょうか、第一はやはり住民目線、あるいは地域の方の目線、生活者目線でやはり見ていただかないと、にぎわいも確かに大事かもしれないのですけれども、そういう副産物についてもいろいろと考慮に入れながら、まちづくりを進めていただきたいと思うのです。答弁は結構ですので、よろしく申し上げます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○こんの委員長

次に、(3)東五反田二丁目北地区に関する都市計画案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、東五反田二丁目北地区に関する都市計画案について、ご説明いたします。まずはA4の資料をご覧ください。

1のこれまでの経緯ですが、令和3年2月に開発事業者により開発計画の説明会が開催され、98名の方がご参加いただいたところでございます。

次に、2の都市計画原案説明会の開催結果等ですが、この説明会は、地区内の権利者の方を対象としたものであります。ただし、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、資料送付で対応する書面開催といたしました。資料については、令和3年5月18日に各権利者の方に送付し、原案の公告・縦覧を、資料記載のとおり期間で行いましたが、都市計画原案に対するご意見はありませんでした。その他のご意見としましては、資料記載のとおりでございます。

次に、3の都市計画案の説明会開催等についてです。この説明会は、区民および利害関係者の方を対象としたものです。要するに、広く区民の方にご説明する説明会となります。7月19日月曜日の18時30分より、南部労政会館の会議室で開催する予定です。周知は広報しながわ7月1日号およびホームページで、お知らせしております。

都市計画案の公告・縦覧は、7月16日から30日までの間、行う予定です。

次に、都市計画案の概要ですが、裏面をご覧くださいと思います。

まず、地区の位置ですけれども、地図中に赤色で塗り潰した範囲となります。都市計画の区域等の詳細については、その下の図の記載のとおりとなっております。A地区は、令和3年2月の建設委員会でご報告いたしました、民間開発事業者による開発計画が予定されております。また、B地区については、民間事業者による総合設計制度を活用した民間開発のもので、令和2年1月から工事着工しているものでございます。

次に、詳細な都市計画案についてご説明いたします。恐れ入りますが、A3の資料をご覧ください。

必要な都市計画は、地区計画の決定と、防火地域および準防火地域の変更でございます。双方とも、品川区決定の案件となっております。

まず、地区計画ですが、道路や公共空地の整備計画については、資料の右の図でご説明いたします。

B地区左側にある南北の道路、地区幹線道路3号ですが、現在の幅員約6mの道路を拡幅し、6mから16mの幅員の道路となるよう計画します。また、あわせて歩道状空地3号として、幅4.5mを設置する計画です。

次に、A地区上側にある東西の道路、地区幹線道路4号については、現在の幅員約5mの道路を拡幅して8.5mとし、また、併せて歩道状空地1号として、幅6.5mを設置する計画です。このほか資料記載のとおり、歩行者がより安全・安心にご利用いただけるよう、歩行者空間などを整備していく計画となっているところでございます。

建築物等に関する事項といたしましては、容積率の最高限度を10分の52とし、最低限度を10分の30、高さの最高限度を100mとしております。そのほかについては、資料記載のとおりでございます。

防火地域および準防火地域の変更については、現在は準防火地域であります。A地区およびB地区

を防火地域へ変更するものであります。

恐れ入りますが、A4の資料にお戻りください。

最後に、5の今後の予定ですが、品川区都市計画審議会が8月25日に開催される予定となっております、9月中旬には都市計画決定をする予定となっておりますところでございます。

○この委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、都市計画案の説明会が7月19日に行われるということで、この周知が広報とホームページということですが、事業者の説明会ですと、先ほどもありましたけれど高さの2倍の範囲にチラシをポスティングするということですので、そうした周知をしていくべきだと思います。この間、広報でやっているのということですが、やはり直接チラシがポストに入るといことで、多くの方が気づくということがあります。そうしたお知らせを、こうした説明会もやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、今回の地区計画の中で、容積率などは先ほどご説明がありました、もとは容積率が何%だったのか、最高限度の高さは設定されていたのか、その変更点を伺いたいと思います。

あと、これまでの経緯というところで、2月に開発計画の説明会が実施されたということでしたけれども、ここではどのような意見が出たのか、伺えればと思います。

○多並都市開発課長

まず周知の件でございますが、この案件以外も含めまして、都市計画の手続きの周知と意見集約の進め方ですけれども、これまでも、この件で言えば2月には事業者の方、要するにこの事業を進める方が、周知で地域の方へ説明会を開くと。その案をもとに都市計画の、今度はその土地をお持ちの方々、地区の方々を対象とした説明会を行うと。その後に今回あるような、それが5月19日に都市計画法第16条ということで、地区を対象とした方をやっている。これについてはただ、書面開催ということでお配りしているということです。

その後に、広く区民の方にその案を聞いていただくということになりますので、広く区民を対象ということですから、広報やホームページでお知らせするというのが一番必要だろうということで、これまでも行っていますので、従来の進め方に沿って今回についても進めているものでございます。

あと、その都市計画の内容ですけれども、容積率につきましては、現況、準工業地域で容積率が300%になっています。今回それを変更しまして、先ほど説明しました520%を最高限度とするというところです。

あと、ご意見ですけれども、もともと事業者の説明会のときに建物の件のご説明をしていますので、その際に、例えば外壁はガラス張りの予定でパースを置かれていたので、ガラス張りでなく、反射するので、もう少し違う構造にしてくれないとか、駐車場の出入口の安全対策についてももう少しできないとか、そういうご意見はあったということで、お聞きしています。

先ほどの書面開催にさせていただいたものの中では、その他の意見ということで、今日の資料にも書いていますけれども、建物の工事に当たっては近隣への十分な説明をしてほしいですとか、西側の道路の一方通行の変更はできないとか、そういうご意見があったということで認識しているところでございます。

○のだて委員

容積率、300%から520%になったということですが、高さについてはご答弁がなかったですが、今までと同じなのかどうか、そこもお答えいただければと思います。

それとB地区について、容積率の最低限度、最高限度、建ぺい率の最高限度、高さの最高限度については、ここに書かれていませんが、A地区とB地区の違いといいますか、なぜ書かれていないのかを伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

失礼いたしました。高さについては100mがもともとで、これは先ほどのと変わらないということです。

あと、設定されていないのはなぜかというお話ですけれども、このB地区につきましては、総合設計制度という制度の中で、現在建物を建てているところです。ただ、今回地区計画を定める際に、B地区で総合設計で予定しているところを追認する形で、この地区計画というのを一緒に定めようということに定めているものなので、建物はもう計画が進んでいるということです。あえてその計画については設定しないという取扱いにしていると、そういうことでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

3 その他

(1) 所管質問について

○こんの委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を入替えまして、予定表3、その他の、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、のだて委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申し出がございました。質問項目は、安藤議員の一般質問のうち、大崎西口駅前地区の再開発の項目から、区域内全員を転出させる前提の計画を問題とは思わないのかという質問に対する、個々の選択の自由という答弁の意味についてでございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、建設委員会に関わる項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

それでは、改めましてのだて委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○のだて委員

安藤議員の、「住民を追い出し開発企業の利益を優先する、大崎西口駅前地区・品川駅南地区の超高層再開発は撤回を」の質問で、大崎の計画は、区域内全域を転出させる前提の計画を問題だとは思わないのかという質問に対して、区は、個々の選択の自由と答弁をしました。この個々の選択の自由とはどういう意味か。選択できないと思いますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

今、ご質問いただきました大崎駅西口駅前地区につきましては、平成26年に市街地再開発準備組合が設立し、これまで再開発に関する検討が進められてきております。現在、準備組合の中で、現居住者の生活再建に配慮した事業スキームとなるよう、検討されているところと聞いております。

都市再開発法の中では、市街地再開発事業で権利変換計画を立案するに当たっては、権利者の皆様が権利変換を受けて地区内に住み続けることも、また、地区外へ転居することも自由とされております。区といたしましても、権利者の皆様のご希望や生活再建等に十分配慮した計画となるよう、準備組合へ助言するとともに、適切な事業計画となるよう支援しているところでございます。

○こんの委員長

答弁が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

法的には、残ることも、出ることでもできるというご説明だったと思うのですが、今の計画上、この大崎西口駅前地区というのは、全てオフィスビルにすると。その隣の大崎駅前、F南地区でしたか、のところに移ってほしいという計画になっているわけです。

そうすると、残る選択というのはできないことになると思うのです。だからこそ住民の方々も怒っていらっしゃるということですので、その選択の自由というのが実際にはないのではないかとということで、お聞きしましたので、その答弁をしていただきたいと思います。

○多並都市開発課長

大崎西口駅前地区につきましては、今お話ありましたように、現在、準備組合の方々の中で様々な検討がされているところです。今お話しいただいた案が、準備組合の中でも生活再建に重きを置いた案ということで、その組合の中の方々に考えられている案ということで、今ご説明を、組合の中でされているということです。

ただ、今お話があったように、いろいろなご意見があるということもありますので、そこにつきましては、区といたしましては、やはり組合の中の皆さんが一番いい形で検討されるようにということで、お話しさせていただいているところです。

ただ、準備組合の事務局にお話をお聞きしますと、今、住替えの案については約8割の方にご理解いただいているということも聞いているところとございます。8割がいいかということもありますけれども、やはり多くの方はご賛同いただいているという説明も受けているところです。

ただ、それにつきましても、一番はやはり皆さんがご納得いただけるような生活再建のプランにしていくということでもありますので、それをご検討いただきたいということで、先ほど決まっているというお話でしたけれど、決まっていませんので、それを皆さんでお話しいただきたいというのが、区の考えということでございます。

○のだて委員

8割がこの計画を理解しているということでしたが、2割の人は納得してないわけですね。残りたいたいわけですね。それが保障されていないわけですね。

そうした計画を区が認めていくということになると、やはり居住者の生活圏ですとか、そういったことも脅かすことにもなりますので、区としては皆さんで話し合っという話ですが、残りたいたいという人がちゃんと残れる案にしていくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

区が考えるというより、準備組合の方がご自由に、どういうプランにしていくのか考えていらっ

しゃっている途中というふうに認識していますから、それはやはり皆さんがご納得いただくように、議論をしっかりしていただくことが一番重要かと思います。その際、区から申し上げられることは、生活再建がしっかりされることが一番重要かと思いますが、それが何が一番いいのかというのは、皆さんお一人お一人が自由に発言して、それを皆さんでどう収れんして、形にしていくかというのが、このまちづくりの肝かと思いますので、そういう考えで区としても思っているところでございます。

○のだて委員

話し合いということですが、その方向でもうほぼ進んでいるわけですよね。やはり住民合意が必要だと思えますし、残りたいという人が追い出されてしまうということは問題だと思えますので、区としても、この話し合いを目指して設計していく、そういったことが必要だと思えます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

(4) 区内で初めて確認された「クビアカツヤカミキリ」について

○こんの委員長

次に、予定表1の報告事項に戻りまして、(4)区内で初めて確認された「クビアカツヤカミキリ」についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

私からは、区内で初めて発見されましたクビアカツヤカミキリにつきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、A4の資料を目通しいただきながら、説明を進めさせていただきたいと思っております。

まず、クビアカツヤカミキリでございますが、人体に危害を加えることはないのですが、主に桜、バラ科の樹木に大変な食害を与えるということで、特定外来生物に指定されているものでございます。外国より日本に侵入したものと考えられているものでございます。国内の侵入は平成24年、2012年に愛知県で見つかったものですが、区部におきましては、令和2年に足立区、そして令和3年に入りましてから江東区ということで、3番目に品川区で発見されたというところでございます。

発見の経緯でございますが、去る6月17日、大崎駅の西口付近で、通行人の方がこのカミキリムシを発見されまして、所管であります都の環境局に通報されたものでございます。発見されたものはすぐに捕殺されまして、当日、周辺の調査も踏まえまして、都の環境局と区の環境課職員が現地に確認に向かいまして、幼虫および成虫の被害がないことを確認して回ったというところでございます。

その後の区の対応状況でございますが、大きく注意喚起等、東京都との連携と近隣区との情報交換などが行われております。こういった虫が広がりますと、水際対策がやはり大事になってまいりますので、即日のうちにまず職員向けのインフォメーションとともに、翌日にはホームページ、ツイッター、しなメールなどを用いまして、区民の方にこういった情報をお伝えしたところでございます。

併せまして、大きく桜などを所管しております関係各課、また、小中学校、発見場所周辺の施設管理者のほうにも連絡を差し上げたところでございます。

また、近隣区との情報交換でございますが、目黒川沿いに桜並木もございまして、目黒区も大変関心

が高い点、大田区からも情報が寄せられまして、東京都環境局を中心といたしまして、連携した取組を進めているところでございます。

外来種の被害予防三原則というものが都から出されておりまして、「入れない、捨てない、拡げない」、増やさないということですが、こういったものを併せて水際対策をしっかりとやりながら、特に桜という樹木は日本人が感情移入しやすい樹木ということとともに、地域の名所や観光資源になっているものでございます。そういったものを守るべく、今後も対応を進めてまいりたいということで、報告いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○塚本委員

発見が6月17日で、区からいろいろ発信されて、私のところにもそういうものがあると届いて、確認した覚えがありますけれども、それ以降区内で区民等から、発見等の通報等はありませんでしょうか。

○河内環境課長

こちら、説明が足りずに申し訳ございませんでした。その後の経過でございますが、その後6月21日に同発見場所付近で、通行人がまた成虫を発見したとの報告がございまして、周辺調査をいたしました。特にその後発見もなくということでございました。

また、22日には、通報に応じてゲートシティ大崎の方から、幼虫を発見したとの連絡があったのですが、都の専門家が調査したところ誤認、誤報でございまして、ほかの虫だったということで、それ以降は、特に発見などの情報は寄せられていない状況でございます。

○塚本委員

では、当面、何か拡大している雰囲気というのは今のところつかんでいないのかと思うのですが、これは日本の中で今、結構被害が出ている地域とかあるのでしょうか。

○河内環境課長

まず、発見されました愛知県、大阪府、それから関東におきましては埼玉県、群馬県で大きな被害が出ている中で、足立区のほうに伝わったというところなのですが、今回の経緯でいいますと、6月17日が私どもの発見なのですが、その2日前、15日に江東区で発見されたばかりということで、愛知で南下したものが発見されたのと、トラックなどで運ばれたかどうか分かりませんが、成虫の飛翔距離はせいぜい二、三キロと言われておりますので、そういったものに付いてきたものとも推察されるということで、環境局の方もおっしゃっておりました。そういいながらも、成虫が二、三週間生きるという点で、周辺を洗いざらい調査したところでございますが、特に特徴となるフンも発見されていない状況でございます。

今後も、プラスと言いましてフンが大変分かりやすい特徴がございますので、そういったものを目標にしながら、しっかりとした対策を継続していきたいと考えているところでございます。

トップシーズンが6月から大体8月頃でございます。もう一息でございますので、しっかりと対応を進めてまいりたいというところでございます。

○塚本委員

分かりました。本当に桜はとても、大事にしたいと思っておりますし、多くの方が桜を愛でるという思いがありますので、しっかり対策していただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○のだて委員

先ほど少し説明がありましたけれども、以前に確認された足立区、江東区でのその後の被害というのはどうだったのか伺いたいのと、広域的、継続的な警戒が必要だということなのですけれども、なぜ必要なのか、その理由を伺いたいと思います。

○河内環境課長

足立区につきましては、その後の拡大について情報をとってない状況でございますが、江東区につきましては特に進展がないという情報を共有しているところでございます。

それから、広域的な取組の必要性なのですが、やはり埼玉県、群馬県などを見ておりますと、市町村への伝播が非常に早かったということで、当時、似た虫と誤認して広まってしまったという事例もあって、そういったところの不手際から、やはり広域的な取組で情報共有しながらやりませんと、特に目黒川沿いの桜など地続きでつながっているところもございます。そういったところも踏まえまして、しっかりとした対応を進めるべく、広域的な声かけもしながら、やっているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

以上で都市環境部が所管する議題が終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時43分休憩

○午後1時00分再開

○こんの委員長

ただいまより、建設委員会を再開いたします。

これ以降は防災まちづくり部が所管する議題となりますので、よろしく願いいたします。

(5) 第11次品川区交通安全計画（素案）について

○こんの委員長

次に、(5)第11次品川区交通安全計画（素案）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川口交通安全担当課長

私からは、第11次品川区交通安全計画（素案）について、お手元の資料に基づきご報告いたします。

初めに、本計画の概要ですが、品川区では、区内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、交通安全のさらなる向上を図るため、品川区交通安全計画を策定してまいりました。このたび、新たな5か年の交通の安全に関する諸施策の大綱となる、第11次計画の策定に向けまして、素案を取りまとめたものでございます。

次に、計画の素案ですが、別紙1の第11次品川区交通安全計画（素案）概要と題したA3資料をご覧ください。

まず、第11次計画の説明の前に、資料中央の緑色の表題部分、第10次計画期間中における交通事故発生状況等について、ご説明いたします。

区内の交通事故発生件数及び負傷者数につきましては、平成28年に前年件数を下回ったものの、29年、30年と増加し、その後減少いたしました。総じて横ばいという結果でございました。また、この期間に交通事故によりお亡くなりになられた方は15人で、第9次期間の22人から7人減少いたしました。第10次計画では、令和2年までに区内の年間交通事故死傷者数を600人以下にすることを目標に掲げておりましたが、残念ながらその目標には届かなかったところでございます。

次に、第11次計画における目標等につきまして、ご説明いたします。

交通事故のないまちの実現に向け、区内の交通事故による死傷者をゼロに近づけることを目指し、本計画におきましては、令和7年までに、区内の交通事故死傷者数を600人以下に抑えることを目標と考えております。この数値につきましては、未達成となりました第10次計画における目標値と同数であり、令和2年死傷者数から28.1%の減少を目指すものであります。

また、区内における交通安全上の課題解決に向けた取組を確実に推進するため、右側に記載させていただいております、子ども及び高齢者の交通安全の確保や、自転車の安全利用の推進をはじめとした6つの交通安全施策を、本計画の重点に掲げさせていただきました。

資料をおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

本計画における6つの重点の策定に当たりましては、品川区長期基本計画における区民と進める交通安全のまちの実現に向けた、「10年後のめざす姿」に記載の基本的な考え方との整合を図っており、本計画の重点施策の取組によって、SDGsの達成にも資するものと考えております。

次に、交通安全施策の重点と主な取組につきましては記載のとおりでございますが、特に1及び2の子どもや高齢者の交通安全対策では、品川区通学路安全・安心プログラムに基づいた通学路対策、道路のバリアフリー化などによる安全な歩行空間の確保、3の自転車の安全利用の推進につきましては、自転車利用時におけるルール・マナーの徹底を図るための諸施策、自転車通行空間の整備等に取り組む考えでございます。

それでは、最初のA4の資料にお戻りいただきまして、再び説明させていただきます。

3のパブリックコメントの実施でございます。令和3年8月2日から8月31日までパブリックコメントを実施いたしまして、ご意見等を交通安全計画に反映してまいりたいと考えております。

最後に、4の今後のスケジュールでございますが、計画の策定、公表時期につきましては、令和3年12月上旬を予定しております。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

これまでの第10次品川区交通安全計画の課題と、今後の対策を伺いたいと思います。先ほどご説明がありました、平成29年と30年では死傷者数が増加してしまったということです。先ほどと少しかぶるかもしれませんが、原因を伺いたいと思います。

そして、今、コロナという事態にもなっていますが、令和に入ってから死傷者数が減ってきているというのは、そういうことも関係しているのかなと思ったのですが、コロナ禍のもとでの関係性といえますか、もしありましたら伺いたいと思います。

○川口交通安全担当課長

まず1点目、第10次期間中における事故の状況等について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、別紙2の素案の30ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらには、いわゆる自転車の関与事故の推移を記載させていただきました。平成28年から、自転車の関与事故が非常に増えておりまして、また、31ページにもありますように、この自転車の法令違反、要するに事故を起こしたとき、自転車側の法令違反があるかないかという割合が、平成28年には違反あり116だったところ、219ということで、自転車のルール・マナー等についての事故の発生状況が多くなったというのが、原因の一つとして考えられるのではないかとこのところでございます。

また、戻りまして素案の27ページをご覧ください。こちらにつきましては、高齢者の関与事故の部分を記載させていただきました。平成28年は高齢者の関与事故の率が30.8%となっているのですが、高齢者人口増に伴いまして、令和2年は事故の関与率も増えて33.6%と上がっているところがございます。

このような課題がございまして、先ほどの2点目のところですが、第11次計画の中で、6つの重点施策として挙げさせていただきました。その部分にも、自転車の安全利用の推進と高齢者の安全対策を入れさせていただいたところがございます。

次に、29年、30年にそれぞれ下げ止まった部分でございますけれども、こちらにつきましては、今説明をさせていただきましたような自転車の事故がだんだんと増えていったというところが、主な原因であるというふうには考えてございます。

それから、コロナ禍の影響ですが、これは事故の発生状況等も考えられるのですが、やはり自転車の利用が、交通量が減った分だけ自転車の利用が、例えば密を回避するという目的で増えたということで、自転車の関与する事故が急激に上がったというところがございます。

また、自転車事故の発生時間帯なのですが、これもやはり影響を及ぼしまして、今までは自転車の事故の発生時間帯も、8時から10時辺りの時間帯だったのが、令和2年だけは朝10時から12時ということで、通勤・通学等で利用されている自転車の関与する事故が多くなったというのは、コロナ禍の特徴であるのかなと思っております。

○のたて委員

自転車の事故が増えているということもありますので、先ほど違反が増えているというお話もありましたので、自転車のマナー・ルールをしっかりと周知していただきたいと思います。

それで、今回この計画についてパブリックコメントを実施するというので、やはりこれだけの計画ですので、ぱっと見ではよく分からないと思うのです。大体100ページの冊子ですから、そのパブリックコメントに当たってぜひ説明会を実施していただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

そして一つ具体的ところで、戸越三丁目の交差点なのですが、今後26号線が開通してくると、交通量が増えたり、今は歩車分離になっておりますが、それを変えないようお願いしたいです。あそこは事故などがあって歩車分離にしたということがあると思いますので、いかがでしょうか。

また、あそこは通常の交差点と違うので、歩車分離だと視覚障害の方が分かりにくいという声も聞いておりまして、ぜひ音響信号を、そしてエスコートゾーンといった設置を、26号線は都道ですか、そういった関係機関とも調整していただいて、ぜひ設置を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長

自転車の安全対策につきましては、今後ともしっかりとやっていく所存でございます。

また、具体的な戸越三丁目の交差点でございます。こちらにつきましては、過去、死亡事故等が発生いたしまして、歩車分離式の信号機の整備を行ったというふうに区では承知をしているところでございます。今後の道路の整備状況、また交通状況等を勘案して、そのとき必ず信号機の現示サイクル等につきましては検討がなされるものと思っておりますけれども、当然、安全と円滑が大前提でございますので、そちらを踏まえた対応を、区としても交通管理者である警察にも申入れをしていきたいと考えております。

また、視覚障害の方に対する同交差点の対応ですけれども、以前、荏原警察署のほうにもその辺の確認をとりまして、今現在、警察のほうからエスコートゾーン導入の優先順位の中に同交差点も入っているというふうに、聞き取りをしたところでございます。引き続き、そちらの設置について区として働きかけていきたいと考えております。

パブリックコメントに関する説明会の実施の関係でございますけれども、通常のパブリックコメントの要綱に基づく手続きを踏んでいるところでございまして、現在のところ考えてございません。

○西本委員

まず、件数が600人以下にできなかったということなのですが、自転車の事故が多くなってきたというお話がありましたが、ちょっと時期的にずれているかもしれませんが、例えば飲酒してはいけないとか、法令の変更によってカウントの仕方が増えているということは関係していないか。それであるならば、変更によるカウントの仕方が違えば、未達成ではないかもしれないですね。そうすると分析が変わってくるのではないかと思いましたが、その辺はどうかと思っています。

それから、この6つの重点の6、「新しい生活様式」への対応ということで、2つほど書いてあるのですが、よく分からないのです。「新しい生活様式」への対応というのは何をするのか。オンラインを使った交通安全教育ということが、「新しい生活様式」への対応なのかと思ってしまったのですが、その辺も教えてください。

○川口交通安全担当課長

ただいまの2点の質問でございます。まず、1点目の期間中における自転車関連の法令改正ですけれども、こちらにつきまして自転車に関連する主なものはございません。個別具体的なところだと、以前の細かいところでは、例えば歩道の通行区分が、今までは路側帯であれば両方向通行できたのですが、巡行する左側しか通行できないというような法改正はあったのですが、大きな法改正はございませんでした。

また、2点目の「新しい生活様式」への対応ということですが、これは恐れ入りますが、別紙2の41ページをお開きいただければと思います。新型コロナウイルス感染症が区民の方々のライフスタイルなどにも影響を与えたというところがありまして、このような重点の中にも一つ加えさせていただきました。一例を申し上げますと、コロナ禍が始まったとき、たまたま4月でしたものですから、例えば学校であれば新入学児童に対する横断訓練とか、そういうものが直接できなかったということもございました。よって、今後あらゆる情報発信などや新しいコンテンツを活用した安全教育等も、模索をしていきたいという趣旨で、このように重点の中に一つ掲げさせていただいたところでございます。

○西本委員

自転車関係の法令変更はないということで、分かりました。

この「新しい生活様式」、今のお話であれば、この6つの中の1番目、子どもの交通安全の確保の中に入るのではないかと思います。教育などになってくると。要は、コロナ禍によって直接的な講習とかができなくなっているの、オンラインを使っただけの教育環境を整えていこうというのであれ

ば、1番のところに入れてもいいのではないかという感じがするのです。なので、「新しい生活様式」への対応ということであれば、もう少し何かあるのかなと思っていたのですが、何かもう少し具体的なものがあつたほうがいいのではないかと、教育というと1番とかぶってしまうのではないかとかと思っているので、何かほかにやるということがあればご紹介いただきたいのと。

それからもう一つ、シェアサイクルの話もあると思うのですが、それと多分これから自転車に関して言うと、Uber Eatsなどの配送車に関する交通事故は増えると思うのです。そこは非常に問題があつて、そういう事業所の方々への指導というのはされてき始めていると思うのですが、品川区もそういう指導は当然必要だと思うし、やはり注視していかないと、事故が非常に多くなっていく可能性があると思っていますのですが、その辺はいかがですか。

○川口交通安全担当課長

まず、「新しい生活様式」の関係で、重点の1番に組み込めるのではないかとこのところですが、こちらのページにも書かせていただきましたように、区民の方々それぞれコロナ禍の影響で、やはり生活スタイルは変更されているところがあります。よって、今もう既に区としては始めているところですが、積極的に、区内の交通事故情勢ですとか、交通安全に関する啓発、SNSでの情報発信を積極的に行っているところをごさいます、そのようなところをさらに活用してやっていきたいと思っております。

また、シェアサイクルの関係ですけれども、確かにその部分につきましては、今、事業をやっている中で、実施事業者と区側の担当者で定期的な会議が行われておりますので、その辺の対策については適宜、情報交換をして、また、事故の発生状況等を情報共有しながら、対策をこれから進めていくというところをごさいます。

また、最後に事業者に対する部分をごさいました。こちらにつきましては、今回の重点ポイント3番、自転車安全利用の推進の中の2つ目にも掲げさせていただいております。詳細につきましては、別紙2の63ページに記載させていただいたところですが、やはり事業者の方々に、従業員の方々とかにもしっかりと安全教育をやってくださいと。区も当然そういう働きかけを警察と共同して行いますけれど、まず事業者の方にもしっかりと、従業員に対する教育の場というものも設けてもらいたいというところで、こちらに書かせていただいております。

また、その具体的な対応につきましては、各年度ごとに実施計画、事業計画を立てますので、そちらのほうで中身をもんでいくような形になると思います。

○西本委員

まとめます。実施計画がこれから出てくると思いますので、具体的な対策はそちらになるのだろうと思っておりますが、Uber Eatsのような、特定してしまつてすみません、そういう配送業の方々に対しては、今、社会問題になっているということがあるので、やはり何らかの規制をかけるなり、警察の方々のご相談しないといけないところがあるかと思うのですが、巻き込まれたりすると大きな事故になったりするので、非常に利用価値のある仕組みではありますが、安全性を考えたときにはやはり注意して見ていかないと、大きな事故になってしまう可能性があります。事故が起きて命がなくなってしまうというようなことに決してならないように、事前に準備を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○塚本委員

自転車の交通安全というところについて少しお伺いしたいのですが、これまでのご説明の中で、

自転車の事故が増えていますと。それから違反して事故を起こした、違反しなくて事故を起こしたということを見ると、やはり違反をして事故につながっていることが多いということでもございました。

一方で、所管は違いますけれども、自転車活用推進計画というのも都市計画のほうでは、東京都が進めています。そういう意味からすると、これから自転車活用というのは本当に、電動自転車が普及したこともあって、使いやすいというか、区内で動くにはやはり自転車が一番かなと、私自身も思います。利用者が増えてくるだろうという中で、安全対策ということが注目されると思います。

そういった中で、運転する人、乗る人の意識啓発というのもまず第一義的に大事だと思うのですが、自転車通行空間の整備というハード的な話も出ておりました。ここが、いわゆる違反した人たちが起こした事故と、自転車通行帯とかの環境がしっかりしてないから違反を起こしてしまって、事故につながっているというような分析はできるのかどうかというのが1点。

それから、この自転車通行空間の整備ということの一方で、ちょっとパラドックス的なのですが、通りやすくする、通行しやすくする、どんどん快適にするというふうになればなるほど、一方で事故が起こりやすいということもあつたりするのかなと思います。この活用を推進することというのは、これから避けられないし、自転車はどんどん区内でも皆さんの交通手段として広がっていく。一方で、安全対策というところでは、自転車活用推進計画とのある種の綿密な協議というか、安全対策ということも踏まえた上での通行空間の整備とか、そういったことも自転車活用推進計画と絡めてやっていかないといけないのかなと思うのですが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○川口交通安全担当課長

2点のご質問をいただきました。1点目の通行環境と事故の関連性というか、違反の関連性ですが、恐れ入りますが、別紙2の35ページをお開きいただければと思います。

こちらには、自転車事故が発生した際の違反状況の表を掲げさせていただいております。ご覧いただきますように、まず最初に掲げてありますのが、件数的に多いものからいきますと、当然違反がなかった、要するに相手方に何らかの違反行為があつて事故が起きたというのが、当然一番ではあるのですが、その次が安全不確認でございます。これは、例えば裏通りですとか、見通しのきかないような交差点等に入るとき、しっかりと安全確認を行わずに、接触なり事故を起こしてしまったということ。また、ほかにも運転操作、技術的な問題もありますけれども、やはり我々も担当として問題視しているのは一時不停止違反、また信号無視ということで、これは自転車の通行環境の整備とは直接関係ない、自転車利用者の方々ご自身がしっかりとルールを守っていただくということが大事なのではないかということで、一つ見えるところではないかと思っております。

また、自転車活用推進計画との絡みですが、今回の第11次計画につきましては、今後の動き、区としてはまだ具体的なところは進んでおりませんが、このような自転車活用推進計画策定時には、必ずそういう配慮が行われるような記載方法をしているところでございまして、そちらについてはしっかりと、区としての整合性を図っていきたいと考えております。

○芹澤委員

何点かお伺いしたいのですが、自転車を私も毎日乗っているのですが、自転車は免許制度でもないと思うので、意識の啓発というのは、最初になかなかできないのではないかと感じていました。今回、自転車の事故が増えてきているのも、自転車に乗る人が増えてきているので、いくら注意をしても僕自身も明日は我が身だと思って、いつ事故が起きるかということも思っているのですが、事故が起きたとき、車と違って結構、通報とか何もせずに終わってしまったような件数というのも、あるの

ではないかと思っています。データだと横ばいというふうになっているのですが、見えない数字というのが、恐らくかなりの数あるのではないかと思っているのですが、それはどのような考えで計算をされていらっしゃるのかを教えてください。

あと、自転車のヘルメットです。品川区もたしか、子どもたちにヘルメットをお渡ししていると思うのですが、自転車のヘルメットの考え方というのは、勉強不足で恐縮ですが、そもそも何歳ぐらいまでつけるものなのでしょうか。都道府県をいろいろと見ていると大人もつけるという前提でやっているところもあれば、現実問題、私も残念ながらつけていませんし、責めるわけではないですけど、警察の方々も、自転車に乗るとき、警視庁は多分つけてないと思うのですね。このヘルメットをつけるように普及啓発と言いつつも、この基準というのがよく分からない部分もありまして、その2点を教えてください。

○川口交通安全担当課長

まず、自転車のひき逃げ関係なのですが、各警察署から聞いているところでは、少なからず、いわゆる歩行者と自転車が接触しても申告をせず、事故扱いにならずに終わっていることがあるということは聞いております。具体的な数字等は聞いておりませんが、そのような事実はあるというふうに把握はしているところでございます。

また、2つ目の自転車のヘルメットでございますけれども、こちらはそもそも道路交通法の中で、第63条にあるのですが、児童または幼児を保護する責任のある者ということで、児童や幼児の保護者の方々、また看護する責任のある方々はヘルメットをかぶらせるようにしなければならないというふうに書いてございます。また、東京都の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例がございます。こちらの条例につきましては、いわゆる高齢者の方にも併せて、しっかりと適正にヘルメットをつけるように助言をしなければいけないということになっております。こちらにつきましては、自転車の安全利用の月間等を含めまして、区としても、ヘルメットに関する利用の普及啓発、情報発信に努めているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 大井坂下公園改修工事について

○こんの委員長

次に、(6)大井坂下公園改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

私からは、大井坂下公園改修工事について、報告をさせていただきます。

なお本件は、昨日開催されました総務委員会におきまして、契約議案としてご審議をいただき、議決をいただきました案件でございまして、関連して当委員会に工事内容等について報告をするものでございます。

資料は、A4判両面刷りのものをご覧ください。

1、経緯でございますが、当公園は改修から約30年が経過しておりまして、遊具等の公園施設の老

朽化が進行していることから、施設の更新が必要であるとともに、公園トイレのバリアフリー化等も必要な状況でございます。本工事は、公園全体の改修工事といたしまして、これら公園施設等の更新を行うものでございます。

本公園の改修工事に関しましては、令和元年度から2年度にかけて実施いたしました、子どもたちのアイデアを活かした公園づくりワークショップにおきまして、子どもたちからいただいたアイデアを活用し、ユニバーサルデザインに配慮した公園改修工事を実施いたします。

2、改修計画図および整備概要は、恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

図面上の左上でございますが、キャッチボール場は既存とほぼ同じ位置で改修いたしまして、車いす利用者も入れるように、広い入り口を設置いたします。

図の上段中ほど、ブランコでございますが、体幹が弱い子どもも楽しめるように、背もたれつきと皿型のブランコを併設いたします。

右側の砂場でございますが、車いす利用者も一緒に楽しめるような、高さの異なるテーブル型の砂場を設置しようと考えております。

公園中央には複合遊具を設置いたしまして、車いすで頂上まで上れるスロープや、自分の気持ちをサインを示すことで表せるコミュニケーションサイン、幅の広い滑り台などを備えます。

下段左側のトイレでございますけれども、車いす利用者対応や、ベッド、オストメイトなどの設備を備えたバリアフリートイレに加えまして、幼児用の小さい便器を備えたトイレや、着替えスペースなどを設置してまいります。

恐れ入りますが、表面にお戻りいただきまして、3、今後のスケジュールでございます。7月14日に工事請負契約の本契約を締結いたしまして、翌15日から工事に着手する計画としてございます。

工事の竣工は今年度末、令和4年3月15日を予定しております。

安全第一で工事を進めまして、多くの方から長く愛される公園となるよう努めてまいります所存でございます。

○この委員長の

説明が終わりました。

今説明にもありましたように、本件に関わる契約議案は総務委員会に付託され、昨日、審査の上、可決されております。つきましては、本日の建設委員会においては議案審査ではなく、報告事項に対する質疑を行うということでご留意いただきたいと思います、お願いしたいと思います。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

以前、この公園の中に喫煙所があったという話で、それが結構問題になっていたということで、今回の改修でその喫煙所はどうなるのか、なくすのか、伺いたいと思います。

あと、すみません、不勉強で申し訳ないのですが、コミュニケーションサインというのはどういうものなのか、ご説明いただけますか。

○高梨公園課長

1点目のご質問の喫煙所でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応のため、昨年4月から、現在の喫煙所は使用を休止している状況でございます。今回の改修工事で、当公園におきましては喫煙所を撤去し、再設置はしない方針でございます。

2点目のコミュニケーションサインでございますが、これは自分の気持ちをうまく言葉で伝えること

ができないお子さんもいるというようなことから、例えば痛い、寒いというような自分の気持ちであったり、どこで遊びたいという遊具の種類などを記載したボードを、複合遊具に設置しようと考えています。そこを指し示したり、子どもたち同士で使うことで、自分の気持ちを伝え合うといったことで、設置するものでございます。

○西本委員

これは子どもたちのアイデアを活用したということなのですが、どういう議論からこういう形にしたのか、お聞きしたいと思います。

それと、ここの公園は樹木が結構育っていて、結構暗めなのです。夏場は涼しいという面もあるのですが、防犯上どうなのだというところもあったり、そこはどうなのでしょう。切れとは言いませんが、少し枝を切るとか、明るいイメージが欲しいと思う公園の一つかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

子どもたちのアイデアを選定したというか、その理由でございますが、まず、10年ほど前になりますが、平成20年に、子どもたちのアイデアを公園の改修に活かそうということで、取組をさせていただきまして、多くのアイデアをいただきました。そのアイデアをもとに、5つの公園改修に活かしてきたところでございます。

10年以上が経過いたしましたので、大分そのアイデアのほうも使い尽くし、また新しい、今の時代の子供たちからもアイデアをいただきたいといったこと、それと、昨今注目されていますユニバーサルデザイン、障害のある子もいない子と一緒に楽しめるといったテーマで、新たに子どもたちのアイデアを募りたいといったところから、令和元年度から子どもたちのアイデアをいただいたところです。

そのアイデアが具体的になりましたものですから、ちょうど今回全体改修の時期を迎える、この大井坂下公園に、そのアイデアを盛り込んだ、子どもたちの新しいアイデアの第1号公園として、整備しようということに至ったところでございます。

2点目の、ちょっと暗めであるというところでございますが、こちらは、子どもたちのアイデアだけではなく、周辺の皆様や公園を利用している方々からも、改修に際してヒアリングをさせていただいております。その中でも、防犯上、うっそうとしていて怖いというご意見があり、委員からのお話と同じような意見がございました。そちらの対応といたしまして、大きなイチョウの木等もあって、切ってしまうというのはなかなか忍びないところがあるのですが、樹木の整理ということで必要なものについては一部伐採もございますが、基本的には剪定等により見通しよく、明るく、今回の整備をしてまいりたいと思っております。

見通しがよくなることで、防犯上の措置といったことにもつながりますので、明るく、皆さん安心してお使いいただける公園となるのではないかと考えているところでございます。

○西本委員

ユニバーサルデザインというのは、今のはやりといいますか、誰でも、どういう方、どういうお子さんでもということなのですが、主には車いすの利用者ということも書かれているのですが、具体的にそういう方々にご意見を聞いたり、実際に使ってみてどうなのだというような、まだできていないので使ったの検証はしてないのですけれど、実際に必要とされている方々が使いづらいということでは話にならないので、その検証は、後になるのか、先になるのか分かりませんが、しっかりとさせていただきたいと思っております。

それと、宣伝、PRというのも一つあるのかなと思っていて、せっかくなつくられるわけですから、誰でも遊べるよという形で、本来、ユニバーサルデザインという意味合いは何かというと、健常者と配慮の必要な方々が一緒に遊べるというのが大きな目標だと思うのです。そういう公園なのですよという位置づけを明確に示すことによって、安心して利用できるというふうにつながっていくのかなと思うので、そういう宣伝を、今後どう考えられるのかなと思いますので、その件です。

それから、ここはビルの中にあるというか、結構死角がないようで、あるのですよね。なので、余計に、うっそうとしているから怖いという感覚になるのだらうと思います。これは剪定とかを頻繁にさせていただくとか、少し配慮していただいて、切ると、それはそれで緑の比率にも関係してきますので、あまりよろしくないと思いますので、それは様子を見ていただいて、見通しのいい形にしてもらいたいと思うのですが、1番目のほうだけ、ご答弁をお願いします。

○高梨公園課長

最初にいただいたご質問、実際の使い方の検証でございますけれども、今回のワークショップの中でも、品川区の特別支援学校から、障害をお持ちのお子様、中学生ですけれども、しっかりと自分の意見を言えるということで参加していただいております。車いすだけではなく、知的など様々の障害がありますので、そういったところからご意見をいただいて、アイデアという形で整理をさせていただきます。

ただ、どうしても子どもたちのアイデアそのままというわけにはいきませんので、しっかりと遊具の基準等に照らし合わせて、車いすで通れるというけれども、本当にその幅があるのか、大丈夫なのかといったところは、まちづくり条例等で該当する基準等としっかりと照らし合わせて、使えるユニバーサルデザインに配慮した遊具といった形で整備してまいりたいと考えております。

また、PRについては、やはり皆様に知っていただかなければといったところがございますので、開園に向けて積極的なPRを、多くの方に利用していただけるようなPRの手法を考えていきたいと思っております。

また、最後にご質問いただきましたオフィス街の中といったところでございますが、一方で、夕方になりますと、自転車子どもたちが多く集まってくる公園でございますので、改修後もそういった形で多くの方に利用していただくためにも、日々の巡回点検、管理のほうも抜かりなく、しっかりとやっていきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) マイガーデン西五反田の利用者募集および利用開始について

○こんの委員長

次に、(7)マイガーデン西五反田の利用者募集および利用開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

引き続き私のほうから、マイガーデン西五反田の利用者募集および利用開始について、報告をさせていただきます。資料は、A4判両面刷りのものをご覧ください。

1、経緯でございますが、平成25年に寄附を受けた、西五反田六丁目の土地につきましては、区民が直接土や緑に触れ合える空間を創出するため、区民農園、マイガーデンとして整備を進めてまいりました。令和2年度は、土地の課題でありました擁壁の改修工事を実施いたしまして、今年度から農園の工事を実施しており、今月末の完了を目指して現在施工中でございます。

2、利用者募集の概要でございます。最初に、利用期間につきましては、利用開始が可能となるのが9月からであることから、初年度のみ、本年9月より再来年、令和5年の2月までの18か月間といたします。令和5年度の募集からは、マイガーデン南大井と同様に、4月から翌年2月までの11か月間の利用といたします。

募集の数は16区画でございます。1区画当たり7㎡が標準となっております。利用料は1区画当たり1月2,000円で算定することといたしまして、今回募集分は18か月分で3万6,000円となります。次回の令和5年度以降は11か月分で2万2,000円となります。利用の対象者でございますが、区内の在住者といたします。

募集の方法でございますが、下段、4のスケジュールとともにご覧ください。7月21日より、広報しながわ並びに区ホームページにて募集を開始いたしまして、8月4日を募集の締切りといたします。募集数を超える応募があった場合は抽選といたしまして、8月10日頃に利用者を決定後、順次通知をしていく予定としております。利用開始日は9月1日としたいと考えております。

3、整備計画図につきましては、恐れ入ります、裏面をご覧ください。

マイガーデン西五反田は、2段の土地形状となっております。上段には入り口と農園10区画、倉庫やごみ置場を設置いたします。階段を降りまして下段部分には、農園6区画を配置します。上段、下段それぞれに水場やベンチを設置する計画としてございます。

多くの方々に利用され、区民から愛されるマイガーデンとなるよう運用してまいり所存でございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○西本委員

この区内のマイガーデン、非常に人気があるのですよね。南大井とか。それで抽選に漏れると、皆さんがっかりされるのです。なので、増えることはとてもありがたいと思っているのですが、今後、何かこういう形で整備していくという計画はあるのでしょうか。

○高梨公園課長

今、委員ご紹介のとおり、非常に人気がございます。今、南大井の抽選の倍率は、大体3倍から4倍ぐらいで推移しているところでございます。希望される方々それぞれに行き渡る量の農園が準備できると一番いいと考えているところでございますが、なかなか、土地の少ない品川区においては、確保が難しい状況でございます。現在のところ、西五反田に続くマイガーデンの予定地は計画されてございません。

○西本委員

以前、推進していた中に、学校の屋上菜園の活用ということでお願いしたことがあって、それは今どうなっているか、山中小学校とかで一応やっていただいたのですけれど。

結局、地べたのところは限られてしまうと思うのですね。ですが、屋上の活用とかいうところがあると、また少し、適用できる場所は少ないかもしれないのですけれど、そういうことで意外と、近場で菜園ができると、つくっていくと、とても皆さん、喜ばれるのではないかと思うので、それもちよっと

研究していただきたいと思っているのですが、そういう考え方はいかがでしょうか。

○高梨公園課長

思いのある方が多くいらっしゃいますので、できるだけ菜園ができるところが増えていく方向で、検討できればいいなと思ってございますが、屋上の菜園や緑地というものは、まず、委員からもありましたとおり地べたと違いまして土の量がどうしても少なくなるということ、あと、日々の冠水、水やりであったり手間も、下から上に持って上がらなければならないということで、なかなか身体的にも心理的にも手間がかかるといったところがございます。

ただ、先ほど申しましたとおり、なかなか土地が限られている品川区におきましては、屋上の活用というものは一定程度、緑化についてもそうですし、菜園についても可能性があるものと考えておりますので、今後様々な機会を通じて研究してまいりたいと考えております。

○藤田防災まちづくり部長

ただいまの件ですけれども、今までもマイガーデンについて、屋上等の展開というのは検討してきたのですが、なかなか施設の管理上の課題が多くあります。施設管理者が設置した屋上の緑化であったり畑であったりすれば、その中で利用ができるのですが、朝早くからお水をやりに行きたいというような方も、マイガーデンの中にはいらっしゃるということもありまして、その管理をされているところと実際に畑を使う人の利用、その辺のニーズの接点がなかなか難しいということもありますので、引き続き研究をしていきたいと思っております。

○西本委員

そうなのです。管理が大変なのです。そこで、学校の屋上というのを提案して、土などは改良されていて、本当に薄くても作物が育成できるというものもあるのですね。そういうものについては大分解消されてきている。ただ、部長がおっしゃるように管理という意味でいうと、学校に出入りしていいのかとかいろいろあるので、可能なところを見て、やはりマイガーデンはいい制度だと思っているので、それを広げていただくように研究をお願いしたいと思います。

○芹澤委員

1点、所管が若干違ったらおっしゃっていただきたいのですが、マイガーデンについてということで、以前、本多委員から、用地買収とかしたところをマイガーデンみたいに使えないかということが以前あって、マイガーデンでなくてもプランターを置くなりして、東京都がいいですよと言ってくさっているみたいなお話があって、地域と区で検討していくというようなお話が、二、三年ぐらい前に議会の質問であって、それはどうなったか分かりますか。

○高梨公園課長

申し訳ございません、最新の協議の状況といったところでは把握してないのですが、やはり都としても道路用地で、今、区内で事業化されている都市計画道路の事業用地を念頭にお話をさせていただいておりますけれども、道路区域として購入したところを、暫定とはいえ別の用途に使うことについて、非常に抵抗があるといったことで聞いているところでございます。

とはいえ、長い期間、空地のまま置いておくのはもったいない、花であるとかプランターでの活用といったことについては、一定の可能性があると、東京都の所管事務所から聞いているところでございます。ですが、具体的なご要望、ここでどのようなことをやりたいというものを、やはり東京都としても知りたい、持ってきてもらいたいところがございまして、そういった具体的なご要望を区民の方々からいただいて、実際に具体的な場所と中身を東京都とお話が進められると、またもう一歩先に進む状況に

なるのかなというふうに、私としては考えているところでございます。

○稲田土木管理課長

私どもの聞いた話で、正確性には欠けるかもしれませんが、コロナ禍が始まって、テラス営業、店先にテーブルを出してやることもできるというような制度ができたのですが、それを利用しながら、戸越公園駅の南側なのですけれども、都道の29号線の用地をテラス営業の手法を使いながら、地域の商店街だったか、地域の方が東京都と話をし、一部人工芝を敷いて、皆さんがお弁当を食べたりできるような、小さなスペースですが、そういうのができているのは、私も確認したりしました。

いろいろな形で、先ほど高梨課長も言いましたけれども、研究しているという状況があるようです。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 下水道管老朽化対策事業（再構築事業）について

○こんの委員長

次に、(8)下水道管老朽化対策事業（再構築事業）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○栗原河川下水道課長

私からは、下水道管老朽化対策事業（再構築事業）についてご説明いたします。A4縦の資料をご覧ください。なお本件は、本日の総務委員会におきまして、工事請負契約に係る案件として報告されておりました、関連して、当委員会に工事内容などを報告するものでございます。

まず、目的でございます。本事業は、目黒川左岸部、北側のエリアにおきまして、下水道管の老朽化に伴う道路陥没の防止と排水能力の増強を図ることを目的に、東京都下水道局と連携して事業を実施しています。なお、本事業は、東京都下水道局からの受託事業となります。

次に、工事箇所でございます。中央の案内図をご覧ください。東五反田五丁目付近再構築その2工事の対象範囲となります。工事の対象路線延長が約404m、対象流域は約1.48haとなります。

最後に、工事の概要です。工事は、主に写真の左側のように、既設下水道管内面を樹脂材等で被覆・補強いたします。管きょ更生工法で行います。下水道管の本管からご家庭の排水設備をつなぐ汚水ますや取付管は、右側のように道路を掘って布設替えする開削工法で実施いたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

今回はこの東五反田なのですけれども、品川区全体でどのぐらいの老朽化の進み具合というか、計画というか、そういうものはどういうふうに考えられているのでしょうか。

○栗原河川下水道課長

品川区内の再構築事業の計画と進み具合につきましてのご質問でございますけれども、下水道管の再構築事業につきましては、東京都下水道局が定めた第1期再構築エリアと言いまして、主に都心部、単位は処理区と言いまして、水再生センターで処理しているエリアを指すのですけれども、その都心の4つの処理区を再構築エリアといたしまして、令和11年度までに再構築工事を完了することとなっております。

ります。

品川区内の第1期再構築エリアにつきましては、目黒川の北側が該当いたしまして、こちらの事業を東京都下水道局と連携して実施しております。進捗につきましては、おおむねそちらのエリアの3割程度が完了したという状況でございます。

○西本委員

この事業については東京都下水道局ということなのですが、すみません、ずれるかもしれませんが、品川区全体に対する老朽化対策というのは、何か計画とかあるのか。これは東京都の受託になると思うのですが、品川区はどういうふう考えられているのでしょうか。

○栗原河川下水道課長

品川区内の下水道管の老朽化対策でございますけれども、先ほど述べましたように第1期再構築エリア、目黒川の北側は、令和11年度までに東京都下水道局と連携して実施していく予定でございます。

南側のエリアにつきましては第2期再構築エリアということで、令和12年度以降に実施していく予定と東京都下水道局から聞いております。というのは、目黒川の南側のエリアというのは、北側に比べまして下水道管の布設年度が比較的新しいということで、下水道局にて一部、点検して見つかった老朽化した下水道管につきましては、取替えや更新工事等を実施しておりますけれども、北側のほうは面的に老朽化対策を実施して、南側のエリアについては、点検の結果見つかったところの管を、適宜入替えたり、更生工法で補修したり、そういったことを実施しているという状況でございます。

○西本委員

それは分かりました。これは東京都の事業だというのは分かったのですが、下水管工事等、対策というのは、東京都が全て決めるのですか、それとも品川区も独自で、東京都に申請したり、全体的に下水道のリニューアルといいますか、対策というのは何かとられているのでしょうか。

以前聞いたとき、品川区はかなり進んでいますと聞いたのです。品川区全体を見るとかなり進んでいて、今回の、これは樹脂材入れるわけですね。樹脂材を入れる方法もご説明を聞いたことがあって、そのとき品川区内の下水道については大分進んでいますというふうに聞いたのですが、どうい状況なのでしょうか。

○栗原河川下水道課長

品川区は東京都から下水道事業を受託して進めているということもございまして、かなりスピードアップを図って対策を実施してきているというのが現状でございまして、進んでいるというご認識は正しいご認識かと思っております。

○塚本委員

管きょ更生工法というのを確認させていただきたいのですが、老朽化に伴う陥没防止というのはよく分かるのですが、排水能力の増強ということが、これはこの管きょ更生工法をすると、かつてより排水能力が上がるという捉え方でいいのでしょうか。例えば、今50mm対応というのを東京都は目標にやっていますけれども、そういうことにも寄与するというか、そういうところに関係してくる話なのか、確認させてください。

○栗原河川下水道課長

下水道管の管きょ更生工法と排水能力の増強の関係ですが、管きょ更生工法で下水道管の中を更生いたしますと、既存の鉄筋コンクリートや、陶器製の管に比べて内面がツルツルになる、流れやすくなるということもあって、管径にもよるのですが排水能力が増加することもございます。

設計に当たりましては、下水道局が定める降雨基準であります、1時間50mmの降雨に耐えられるような管の大きさかどうかのチェックを行いまして、更生工法でも耐えられる場合は更生工法で実施いたしまして、それでも難しい場合は管を取替えて、管きよを增強してやっていきます。

今回の工事エリアに関しましては、50mmの降雨強度に対しまして設計を行ったところ、本管を取替えるというレベルまでいかなかったため、この工法での実施となっております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

3 その他

(4) その他

○こんの委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を入替えまして、予定表の3、その他、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○栗原河川下水道課長

私から、資料はございませんが、舟運通勤の社会実験について、口頭でご報告いたします。

舟運、船を使つての通勤の社会実験につきましては、東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の通勤時間帯におきまして、品川区と東京都が連携して実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、不要不急の外出や移動の自粛を求めている中での実施は、社会実験の目的と整合性がとれないことから、東京都と協議の結果、実施を見合わせることとなりました。

新たな日程や実施の方法等につきましては未定でございますが、決まり次第、当委員会で報告させていただきますこととしております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、特に確認したいことがございましたらご発言願います。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかにも、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

なければ、以上で、(4)その他を終了いたします。

2 所管事務調査について

○こんの委員長

次に、予定表の2、所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。

委員の皆様よりいただきましたご意見、ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の建設委員会の所管事務調査につきましては、ご手元に配付のとおり、住宅政策について、交通安全対策についておよび水辺のにぎわいについて、の3項目とさせていただきたいと思っております。

まず、住宅政策については、国における公共住宅の現状について確認するとともに、令和元年に設立した居住支援協議会の取組や、住宅確保要配慮者の住居支援、また空き家の状況などについて、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策については、今年度に策定作業を行う第1次品川区交通安全計画や、自転車の安全利用に着目し、調査・研究してまいりたいと考えております。

最後に、水辺のにぎわいについては、昨年度に策定された品川区水辺利活用ビジョンに基づく今後の水辺の利活用について、水質や舟運などの視点から、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきました。

時間の関係もあり、ご要望の全てを取り上げるということではできませんでしたが、このような形でご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、さよう決定いたします。

次回以降の委員会から調査を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、理事者の皆様におかれましても、いろいろな資料のご準備をお願いすることとなろうかと思っておりますが、よろしくお願いたします。

以上で、本件を終了いたします。

3 その他

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こんの委員長

次に、予定表の3、その他を改めて議題に供します。

初めに、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、ご手元の申出書案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申出ます。

(3) 委員長報告について

○こんの委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

それでは、最後に、正副委員長より、1点ご案内させていただきます。

過日の委員長会において、今年度の行政視察について議長よりお話がありました。

その内容は、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況を見ながら、8月上旬頃をめどに実施の可否の判断について、改めてご相談させていただきたい。また、実施の可否は、昨年度と同様に5常任委員会で統一したいといったものであります。

今後の見通しが立たない状況ではありますが、時間的な制約もありますことから、一定程度正副にご一任いただいた上で、時期を見ながら内部的な検討などを始めさせていただきたいと考えております。

例年どおりの進行にはよれない部分も多々生じるとは思いますが、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

よければ、本件について以上で終了したいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ありがとうございます。

以上、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時05分閉会